

目黒区不燃化特区専門家派遣要綱

制定 平成26年3月18日区長決定目都整第2453号

改正 令和元年9月25日付け目都整第1337号

改正 令和3年3月31日付け目都整第2381号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成25年3月29日付24都市整防第598号。以下「都制度要綱」という。）に基づき不燃化推進特定整備地区に指定された区域（以下「不燃化特区」という。）において、地域の防災性及び住環境の向上に資する建替え等を行おうとする者に対して、区が不燃化まちづくりに関する専門家の派遣を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都制度要綱、東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱（平成18年3月31日付17都市整防第809号）、東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付要綱（平成25年4月12日付都市整防第49号。以下「都交付要綱」という。）の例による。

(派遣対象者)

第3条 この要綱における専門家の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、不燃化特区内に都交付要綱第3条第1項10号及び11号に規定する老朽建築物等の所有権を有する個人、又はその建築物が存する土地の所有権を有する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、地域の防災性及び住環境の向上のために、特に必要と認める者を派遣対象者とすることができる。

(派遣内容)

第4条 派遣対象者が、不燃化に伴う権利者の移転や建替え等に関して必要な相談等を受けるため、建築士、弁護士等の専門家を派遣する。

(派遣内容の限度)

第5条 専門家の派遣は1回につき2時間程度とし、回数は同一派遣対象者につき、同一の年度において5回を限度とし、かつ、予算の範囲内とする。

2 前項の規定は、区長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

3 専門家の派遣は1回の申請につき、1人の専門家に限るものとする。

(派遣申請)

第6条 専門家の派遣を希望する派遣対象者は、その都度、専門家派遣申請書（別記第1号様式）により、派遣を希望する日の30日前までに、区長に申請しなければならない。

(専門家の派遣決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、派遣を行うことを決定した場合は、専門家派遣決定通知書（別記第2号様式）により、派遣を行わないことを決定した場合は、専門家を派遣しない旨の通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(専門家の選任・業務依頼及び業務受諾)

第8条 区長は、前条により派遣を決定した場合は、業務内容に適合した専門家を選任し、専門家派遣業務依頼書（別記第4号様式）により業務を依頼するものとする。

2 前項により業務を依頼された専門家は、当該業務を受諾するにあたって、専門家派遣業務受諾書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(業務実績報告)

第9条 業務を受諾した専門家は、当該業務が終了した後、速やかに専門家派遣業務実績報告書（別記第6号様式）を提出するものとする。

式)を区長に提出しなければならない。

(報償金の支払決定)

第10条 区長は前条による専門家派遣業務実績報告書の提出があったときは、その内容を確認し、業務が適正に行われたと認められた場合は、その業務に対する報償金の支払を決定し、報償金支払決定通知書(別記第7号様式)により専門家に通知するものとする。

(報償金の請求)

第11条 前条の規定による報償金支払決定通知書を受けた専門家は、速やかに報償金支払請求書(別記第8号様式)により、業務に対する報償金の支払を区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに報償金を支払うものとする。

(報償金の額)

第12条 派遣にかかる報償金の額は、予算の範囲内で、別に定めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、街づくり推進担当部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(令和元年9月25日付け目都整第1337号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則(令和3年3月31日付け目都整第2381号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式(第6条関係)	「専門家派遣申請書」
第2号様式(第7条関係)	「専門家派遣決定通知書」
第3号様式(第7条関係)	「専門家を派遣しない旨の通知書」
第4号様式(第8条関係)	「専門家派遣業務依頼書」
第5号様式(第8条関係)	「専門家派遣業務受諾書」
第6号様式(第9条関係)	「専門家派遣業務実績報告書」
第7号様式(第10条関係)	「報償金支払決定通知書」
第8号様式(第11条関係)	「報償金支払請求書」